

障害者活躍推進計画(石川県人事委員会事務局)

| | |
|----------------------------|---|
| 機関名 | 石川県人事委員会事務局 |
| 任命権者 | 石川県人事委員会 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間) |
| 石川県人事委員会事務局における障害者雇用に関する課題 | <p>石川県人事委員会事務局においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、組織単独で職員の採用は行っていない。</p> <p>障害者である職員が在籍する場合には、当該職員が、特性や状況に応じて、その能力を発揮して活躍できるような職場環境づくりに取り組んでいく。</p> |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | <p>機関独自の採用を行っていないため、採用に関する具体的な目標値は設定しない。</p> <p>なお、障害者である職員の在籍状況については、本人からの申し出や人事評価面談、自己申告書等において把握する。</p> |
| ② 定着に関する目標 | <p>障害者である職員が在籍する場合には、不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法)人事評価面談や自己申告書等を元に、障害者である職員の定着状況を把握・進捗管理。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | <p>○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、石川労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討するとともに、知事部局と連携しつつ、負担なく遂行できる職場への異動等について検討する。</p> |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、定期的実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を行う。</p> <p>○なお、対応を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> |
| 4. その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |